

感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関係事業主 殿

令和8年2月1日

〔登録番号:第1号 有効期間:令和12年12月21日〕

(一社)長野県労働基準協会連合会

(一社)松本労働基準協会

各労働基準協会

工作物石綿事前調査者講習

開催のご案内

改正石綿障害予防規則（令和5年1月11日公布：令和8年1月1日施行）により、令和8年1月1日以降に着工する特定工作物の一部の対象物（※令和2年7月27日告示第278号（令和5年3月27日告示第89号にて一部改正））について、解体等の作業を行うときは「工作物石綿事前調査者講習」を受講し、修了考査に合格した工作物石綿事前調査者による事前調査を行う必要があります。

※①反応槽 ②加熱炉 ③ボイラー及び圧力容器 ④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く） ⑤焼却設備 ⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く） ⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く） ⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く） ⑨変電設備 ⑩配電設備 ⑪送電設備（ケーブルを含む） ⑫トンネルの天井板 ⑬プラットホームの上家 ⑭遮音壁 ⑮軽量盛土保護パネル ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）

但し、⑥、⑫～⑰は一般及び特定建築物石綿含有建材調査者による調査も可能

つきましては、標記の講習を下記の要領で行いますので、是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

なお、修了考査に不合格となった場合は、講習開始日の属する年度の翌々年度末までは講義の受講が有効となりますので、修了考査だけを受験することができます。（当方開催のものに限ります）

記

1. 受講資格 後記(申込書に記載)のとおり

2. 講習の日時・会場・締切日・定員 ※初日は9時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和8年3月10日(火)・11日(水)			
会場	松本安全衛生センター 松本市神林7107-55			
締切日	令和8年2月26日(木)	定員	70名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます。

3. 申込方法

- (1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。（所在地は申込書の裏面に記載してあります。）
(2) 提出書類 (下記の2点を申込時に必ず提出して下さい)

① 受講申込書	受講料及びテキスト代を添えてお願いします。 (労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。)
② 写真1枚 (申込書貼付) 縦3cm、横2.5cm裏面に氏名明記 修了証に使用します	正面、脱帽、上三分身(胸から上) (顔がサイズ画面いっぱいのも又は、はみ出したものは受付いたしません。)、背景無地、鮮明で傷のないもの、デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限ります。

4. 受講料 (消費税含む)

1名 44,000円 [内訳: 本体 40,000円 消費税 (10%) 4,000円]

5. テキスト代 (消費税含む) (労働基準協会会員事業場は不要) 「工作物石綿事前調査者テキスト」※テキスト代は改定される場合があります。

1冊 5,280円 [内訳: 本体 4,800円 消費税 (10%) 480円]

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い（またはお振込み）ください。

6. 修了証

所定の時間を受講した方に対して修了考査を行い、合格者には2日目の修了式で修了証を交付します。
 なお、2月27日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。
 (郵送代460円ご負担下さい。)

7. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具(鉛筆、消しゴム)を携行して下さい。
- (2) 申し込み受付後の取消しは3月3日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。(労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。)

8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。

詳細につきましては長野労働局職業安定部訓練課(TEL026-226-0862)までお問い合わせください。(助成金に限る)

助成金受給申請時に必要な受講証明(申請書)につきましては、当日会場に持参いただくか、受講終了後お送りください。なお、郵送の場合は、110円分の切手貼付の返信用封筒を同封してください。(注:必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

9. その他

- (1) 労働安全衛生規則等の一部改正に伴い技能講習修了証の氏名欄(25文字以内)に旧姓及び通称を併記することが可能です。併記を希望する受講者は申込書の裏面をご確認ください。
- (2) 昼食は斡旋しませんので、各自ご持参下さい。

10. 講習科目・時間・講師

	講 習 科 目	時 間	講 師
第一日目	オリエンテーション	9:55~	(一社)長野県労働基準協会連合会 講師 瀧沢 秀一
	工作物石綿事前調査に関する基礎知識1(1H) 工作物石綿事前調査に関する基礎知識2(1H)	10:00~12:05 (休憩5分含む)	
	石綿使用に係る工作物図面調査(4H)	13:00~17:10 (休憩10分含む)	
第二日目	現場調査の実際と留意点(3H)	9:00~12:05 (休憩5分含む)	
	現場調査の実際と留意点(1H) 工作物石綿事前調査報告書の作成(1H)	13:00~15:05 (休憩5分含む)	
	試験準備	15:05~15:20	
	修了考査	15:20~16:50	
	修了式	16:50~(予定)	

※都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。※両日ともに昼休憩は55分間となります。

労働基準協会所在地

講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ

労働基準協会名	所 在 地	TEL・FAX
(一社)松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社)長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス2-3	026-227-0235・227-1494
(一社)諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田1-4-11 岡谷商工会館3階301	0266-22-2032・22-2067
(一社)上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社)飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町3丁目2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社)中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社)佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社)伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社)更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田96	026-292-0400・293-0403
(一社)大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町6713-3	0261-22-0774・23-3601
(一社)長野県労働基準協会連合会	〒380-0918 長野市アークス2-3	026-223-0280・223-0277
ホームページ		http://www.naganoroukiren.or.jp